

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年4月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
-----------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400575 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500002 号

第 1 結論

昭和 60 年 3 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間及び平成 4 年 8 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月から昭和 62 年 3 月まで
② 平成 4 年 8 月

私は、昭和 50 年に自身で国民年金の加入手続を行ったことを覚えており、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付については、私が満額の年金を受け取れるように、すべて夫に任せていた。

国民年金保険料の納付について具体的なことは分からないが、請求期間①については、夫が勤務先である A 社に全額遡って支払っていたはずであり、請求期間②については、夫がどのように支払ったかは分からないが、満額になるように夫に頼んでいたもので未納となっているのはおかしい。

調査の上、請求期間①及び②を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 50 年に自身で国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」に係る国民年金被保険者の資格取得日を昭和 62 年 4 月 1 日とする入力処理が同年 5 月 19 日に行われていることから、請求者の国民年金の加入手続は同年 5 月頃に初めて行われたと推認され、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする請求者の夫は、請求期間①について、請求者が主張している A 社において当該期間に係る国民年金保険料を支払ったことはなく、また、請求期間①及び②のいずれの期間についても、同社又は社会保険事務所（当時）等に支払った記憶もない旨陳述していることから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンライン記録によると、請求期間②については平成 6 年 2 月 8 日に請求者に係る

過年度納付書が作成されていることが確認できるが、前述のとおり、請求者及び請求者の夫から当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認される時期に居住していたとするB市、及びオンライン記録により請求期間②当時居住していたことが確認できるC市は、いずれも請求者の国民年金保険料の納付状況を確認できる資料はない旨回答している。

また、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第 2401197 号
厚生局事案番号 関東信越（東京）（国）第 2500003 号

第 1 結論

平成元年 4 月から平成 4 年 1 月までの請求期間及び平成 5 年 1 月から平成 16 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 4 月から平成 4 年 1 月まで
② 平成 5 年 1 月から平成 16 年 3 月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②に係る国民年金保険料については、国民の義務として市役所で納付していたはずである。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していた旨主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続を行った時期、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付時期、納付頻度及び納付額を覚えていないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格の取得日及び喪失日の入力処理は、いずれも平成 20 年 9 月 17 日に遡って行われており、当該入力処理が行われるまで、請求者は国民年金に未加入であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①及び②当時から居住している A 市に対して、当該期間当時の国民年金に係る資料の保管状況等について照会を行ったところ、同市は、国民年金手帳記号番号交付簿、国民年金関係書類受付処理簿及び国民年金被保険者名簿等の資料は保管しておらず、

同市が管理する電算システムには、請求者に係る国民年金の被保険者情報は平成 29 年 4 月 1 日以降の記録であり、請求期間①及び②に係る情報は保管されていない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。